

生駒市条例第 5 号

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 1 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年 1 2 月生駒市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 事業所内保育事業（第 4 2 条－第 4 8 条）」を
「第 5 章 事業所内保育事業（第 4 2 条－第 4 8 条）」を
第 6 章 雑業所内保育事業（第 4 2 条－第 4 8 条）
に改める。
則（第 4 9 条）」

第 6 条第 1 項中「第 3 号」を「以下この条」に改め、同項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加える。

第 5 章の次に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

（電磁的記録）

第 4 9 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては

認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。